

流山市保育料徴収規則（昭和62年流山市規則第13号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○流山市保育料徴収規則</p> <p style="text-align: right;">昭和62年3月31日 規則第13号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)</u>第27条第3項第2号、<u>同法第29条第3項第2号及び同法附則第9条第1項第1号イの規定により利用者が負担すべき額(以下「保育料」という。)</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料の額)</p> <p>第2条 保育料の額は、<u>別表1及び別表2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 市長は、特に必要と認めるときは、別表に定める保育料の月額を変更することができる。</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第3条 保育料は、保育の実施期間の初日の属する月から終日の属する月まで徴収する。ただし、保育の実施期間の初日又は終日が月途中であるときは、その月の保育料は、月額保育料に当該月の月途中入所日からの開所日数又は月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超えるときは25日とする。)を乗じ、25で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>2 市長は、保育料の額を決定したときは、保育料決定通知書(別記第1号様式)により保育料を納入すべき扶養義務者(以下「納入義務者」という。)に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、保育料の額の変更を決定したときは、保育料変更決定通知書(別</p>	<p style="text-align: center;">○流山市保育料徴収規則</p> <p style="text-align: right;">昭和62年3月31日 規則第13号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項本文の規定により児童を保育所に入所させ、保育を実施する場合に、法第56条第3項の規定によりその児童の扶養義務者から徴収する費用(以下「保育料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料の額)</p> <p>第2条 保育料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 市長は、特に必要と認めるときは、別表に定める保育料の月額を変更することができる。</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第3条 保育料は、保育の実施期間の初日の属する月から終日の属する月まで徴収する。ただし、保育の実施期間の初日又は終日が月途中であるときは、その月の保育料は、月額保育料に当該月の月途中入所日からの開所日数又は月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超えるときは25日とする。)を乗じ、25で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>2 市長は、保育料の額を決定したときは、保育料決定通知書(別記第1号様式)により保育料を納入すべき扶養義務者(以下「納入義務者」という。)に通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>記第2号様式)により納入義務者に通知するものとする。</p> <p>4 納入義務者は、市長が指定した期日までに保育料を納入しなければならない。</p> <p>(保育料の収納の事務の委託)</p> <p>第3条の2 市長は、保育料の収納の事務を私人に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により保育料の収納の事務を受託した者は、流山市財務規則(昭和62年流山市規則第13号)の定めるところにより、収納事務を行わなければならない。</p> <p>(保育料の猶予等)</p> <p>第4条 市長は、納入義務者が経済上の理由により保育料を納入することが著しく困難であると認めるときは、その保育料の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により保育料の徴収の猶予又は免除を受けようとする納入義務者は、保育料の猶予(免除)申請書(別記第3号様式)により市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、その旨を保育料猶予(免除)決定(申請却下)通知書(別記第4号様式)により当該申請に係る納入義務者に通知するものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第5条 流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例に基づく流山市幼児教育支援センター附属幼稚園については、この規則を適用しない。</u></p> <p>2 <u>第3条第1項及び第4項並びに第4条の規定は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(前項の流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を除く。次項において同じ。)、就学前の子どもに関する教育、</u></p>	<p>3 市長は、保育料の額の変更を決定したときは、保育料変更決定通知書(別記第2号様式)により納入義務者に通知するものとする。</p> <p>4 納入義務者は、市長が指定した期日までに保育料を納入しなければならない。</p> <p>(保育料の収納の事務の委託)</p> <p>第3条の2 市長は、保育料の収納の事務を私人に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により保育料の収納の事務を受託した者は、流山市財務規則(昭和62年流山市規則第13号)の定めるところにより、収納事務を行わなければならない。</p> <p>(保育料の猶予等)</p> <p>第4条 市長は、納入義務者が経済上の理由により保育料を納入することが著しく困難であると認めるときは、その保育料の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により保育料の徴収の猶予又は免除を受けようとする納入義務者は、保育料の猶予(免除)申請書(別記第3号様式)により市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、その旨を保育料猶予(免除)決定(申請却下)通知書(別記第4号様式)により当該申請に係る納入義務者に通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（次項において「認定こども園」という。）並びに法第7条第5項に規定する地域型保育（次項において「地域型保育」という。）の保育料の納入義務者には適用しない。</u></p> <p>3 <u>第3条の2の規定は、幼稚園、認定こども園並びに地域型保育の事業者については適用しない。</u></p> <p>(委任) 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。</p> <p>別表1（第2条関係）</p> <p>別添のとおり</p> <p>別表2（第2条関係）</p> <p>別添のとおり</p>	<p>(委任) 第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>別添のとおり</p>